

## 摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊による被害を軽減するため、市内の道路又は公園等に面するブロック塀等の撤去工事を行う者に補助金を交付することにより、地震等の災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 道路又は公園等に面し、道路面からの高さ（擁壁の上にブロック塀等が設置されている場合は、当該擁壁の高さを含む。以下同じ。）が80センチメートルを超えるコンクリートブロック塀、鉄筋コンクリート組立塀、石積塀及び門柱その他これらに類するもの並びにこれらを組み合わせた塀をいう。
- (2) 道路 国、府又は市が管理する道路をいう。
- (3) 公園等 都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する都市公園及び市が管理するちびっこ広場又は緑道をいう。

### (補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事は、市内に設置されたブロック塀等について撤去工事するものとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の撤去工事を施工業者が行うものであること。
- (2) 国及び地方公共団体その他の公共団体が行う工事でないこと。
- (3) 撤去工事後にブロック塀等が道路等に残存し、又は突出しないこと。
- (4) 造成工事又は建物解体工事に伴う撤去工事でないこと。
- (5) ブロック塀等に対して、他の助成又は補償を受けて行う工事でないこと。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者であつて、過去に同一の敷地内において実施した撤去工事について、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないものとする。

- (1) ブロック塀等が附属する土地又は家屋の所有者であつて、当該ブロック塀等の撤去工事を実施するものであること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 国、府又は市等の公共用地の取得に伴う損失補償を受けていないこと。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、第3条の工事に係る施工業者が実施した工事に要した額又は、道路若しくは公園等に面したブロック塀等の面積に1平方メートル当たり10,000円とした額のいずれか低い額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を予算の範囲内で交付し、限度額は200,000円とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、撤去工事に着手する前に摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の設置場所付近の見取図
- (2) 撤去工事前のブロック塀等の配置図（ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面）及び写真
- (3) ブロック塀等の撤去工事に係る見積明細書の写し
- (4) ブロック塀等の所有者であることがわかる書類
- (5) ブロック塀等の所有者が申請時点において市税の滞納がないことを証する書類又は市税の納付状況の調査に係る同意書（様式第2号）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金交付可否決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知する。

(工事の着手)

第8条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は撤去工事に着手したときは、速やかに摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金工事着手届（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 補助決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事業計画の変更等)

第10条 補助決定者は、当該交付決定の通知を受けた後において、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金変更・中止承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、承認の可否について、摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金変更・中止承認通知書（様式第6号）によりその旨を補助決定者に通知するものとする。

(実績報告書)

第11条 補助決定者は、第3条の工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の3月15日のいずれか早い日（市長が特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日）までに、摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金完了届兼実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ブロック塀等の撤去工事に要した費用の請求書及び領収書の写し
- (2) ブロック塀等の撤去工事後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金完了届兼実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び現地確認等を行い、適正と認めるときは補助金の額を確定し、摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第13条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金請求書(様式第9号)に補助対象費の領収書を添えて、市長に当該通知に定める補助金の交付確定額の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による摂津市ブロック塀等撤去工事費補助金請求書を受理したときは、当該請求の内容を審査し、適正と認めるときは、補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助決定者の責務)

第15条 補助決定者は、この要綱による補助金の交付を受けてブロック塀等を撤去した後においても当該地等を安全で良好な状態に保つように努めなければならない。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金を返還させることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し不正な行為があったとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年8月13日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

1 この要綱の規定は、平成30年6月18日からこの要綱の施行の日前までの間

に第3条の工事を行った第4条の規定に該当する者（第6条各号に掲げる書類のうち、市長が必要と認めるものを提出できる者に限る。）についても適用する。この場合において、第6条中「撤去工事に着手する前に」とあるのは、「この要綱の施行の日以後遅滞なく」とする。